

くらし・地域

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

住宅リフォーム補助

地域経済の活性化と市民の居住環境の向上を目的とした住宅リフォーム補助制度の申請を受け付けます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

- 対象要件** 市に住民登録のある方が所有・居住する住宅（共同住宅は専有部分、併用住宅は住宅部分）で、次の項目全てに該当するもの
- 市税を滞納していない
  - 市内に本店・本社がある業者が行う工事
  - 他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない
  - 未着工の工事(着工済みは対象外。補助金交付決定通知後に着工)
  - 令和6年3月27日までに工事完了書類が提出できる
  - 工事費が10万円以上(税抜き)
  - 昨年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)のリフォーム補助を受けていない

**補助金額** 5万円

**募集件数** 55件(多数抽選。抽選日は6月7日(水))

**申込** 5月9日(火)～23日(水)に市役所4階都市整備課で配布する補助金交付申請書(市ホームページからダウンロード可)、見積書の写し(施工業者の名称、所在地、電話番号の記載と押印があるもの)、住宅の現況写真(住宅の全景、工事部分、撮影日付入りのもの)を直接担当へ

※1業者の申請枠は5件まで。

補助対象(補助対象外)となるリフォーム例

対象	浴室・キッチン・洗面室・トイレのリフォーム
	給排水衛生・換気・電気・ガス設備工事
	オール電化住宅工事
	屋根のふき替え・塗装・防水工事
	外壁の張り替え・塗装工事
	部屋の間仕切りの変更工事
	床・壁・窓・天井・屋根の断熱改修工事
	床材・内壁・天井材の張り替えや塗装などの内装工事
	ふすま紙・障子紙の張り替えや畳の取り替え(表替え、裏返しも含む)
	雨どいなどの取り替え・修理
対象外	建具や開口部の取り替え・新設工事
	造り付け収納家具工事(造作大工工事が伴うもの)
	他の対象工事と併せて行うLED照明に関する節電工事
	バリアフリー改修工事(手すりの設置、段差解消など)
	耐震改修工事(屋根の軽量化、壁・基礎補強など)
	スマートハウス関連設備工事
	防音工事(天井・壁・サッシの改修など)
	門扉・塀(フェンスなど)・ブロック塀改修
	床面積が変更となる工事(増・改・減築)
	外周関係(外構など)の工事
	電化製品(エアコン、照明器具、暖房器具など)、給湯器などの購入費用
	消火器の購入費用
	ハウスクリーニング
	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事
害虫駆除	

**担当** 都市整備課 ☎046(252)7396 (FAX)046(255)3550

危険ブロック塀等撤去補助金

地震による倒壊の恐れのあるブロック塀(コンクリートブロック塀、石積塀、万年塀、門柱)などの撤去費用の一部を助成します。詳しくは担当へお問い合わせください。

- 対象** 次の全てに該当するもの
- 道路からの高さを60センチメートル未満にする工事(道路に面さない部分は対象外)
  - 申請者がブロック塀の所有者である
  - ブロック塀等点検表で危険と判断される
  - 未着工の工事
  - 令和6年3月31日までに完了し、実績報告書が提出できる工事

**補助率** ▼通学路=撤去費用(税抜き)の4分の3(上限15万円) ▼通学路以外=撤去費用(税抜き)の2分の1(上限10万円)

**申請方法** 市役所4階都市整備課で配布する申請書・点検表(市ホームページからダウンロード可)、案内図、塀の位置・延長・高さを記載した図面、現況写真(ブロック塀などの全景、工事部分、撮影日付入りのもの)、見積書の写し(施工業者名、所在地、電話番号の記載と押印があるもの)を直接担当へ

**担当** 都市整備課 ☎046(252)7396 (FAX)046(255)3550

マンション耐震診断事業補助制度

地震に強いまちづくりを推進するため、マンションの耐震診断を行う管理組合に対し、耐震診断に要する費用の一部を補助します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

**対象建築物** 次の全てに該当するもの

- 市内に所在するマンション
- 管理組合の集会で耐震診断の実施に関する決議を得ている
- 耐震診断に関し、本補助金以外の交付決定を受けていない

**対象者** 耐震診断を受けるマンションの管理組合

**補助金額** 棟ごとに耐震診断に要する費用(消費税および地方消費税相当額を除く)の2分の1以内の額で、1件につき上限150万円(延べ床面積1,000平方メートル未満の場合は、1平方メートル当たり1,500円)※1,000円未満切り捨て。

**注意事項** 補助金の事前相談を行う前に耐震診断に着手した場合は、補助金の交付を受けられませんので必ず事前にご相談ください。耐震診断の結果は、耐震判定委員会から適正であると評価を受けなければなりません。

※マンションは、区分所有者が存する建築物で、次の全てに該当するもの。

- 延べ面積の2分の1を超える部分が共同住宅である
- 住戸総数の過半数を、現に区分所有者の居住の用に供している
- 昭和56年5月31日以前に建築基準法の規定による建築確認を得て建築工事に着手し、かつ、それに係る検査済証の交付を受けたもの

**担当** 都市整備課 ☎046(252)7396 (FAX)046(255)3550

木造住宅無料耐震相談会

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震相談会を開催します。なお、市では建物の耐震診断に関する電話や訪問などによる個別勧誘を行っていません。

**日時** 5月27日(土)9:30～16:00※相談は約45分で時間予約制(申込順)。

**場所** 青少年センター3階3-1会議室

**相談員** 神奈川建築士事務所協会 座間支部会員

**持物** 受付後に市が送付する書類、確認申請などの図面(略図可)、建物状況が分かる写真など

**申込** 4月17日(月)～5月12日(金)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

相談会参加者への補助

相談会に参加した方へ次の通り補助します。なお、住宅耐震改修をした場合には、所得税額の特別控除、固定資産税額の減額措置制度があります。

**補助** ▼耐震診断を希望する方=耐震診断費の2分の1(上限5万円) ▼改修計画書の作成を希望する方=改修計画書作成費用の2分の1(上限5万円) ▼耐震改修工事を実施する方=現場立ち会い費用の2分の1(上限3万円)と耐震工事費用の2分の1(上限50万円)、一定の収入に満たない場合は20万円加算、市内施工者を利用した場合は20万円加算

※一般財団法人日本建築防災協会では、自宅などのパソコンから簡単に建物の耐震診断ができるプログラム「誰でもできるわが家の耐震診断」を配信しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

**担当** 都市整備課 ☎046(252)7396 (FAX)046(255)3550

地域でただいま活躍中!安全・安心な地域づくり!

連載 自治会トピックス

座間市自治会総連合会

自治会員優待制度について

市自連は自治会員の福利厚生向上のため、市自連加入の全世帯に会員証を発行し、協賛いただける店舗にサービスを提供して頂くこととしました。これにより会員は自治会員であることのメリットを、協賛店舗はお店の宣伝や客数の増加というメリットを、それぞれ得られることを期待しています。令和5年度からこの自治会員優待制度を実施し、これからも更に協力していただく協賛店舗を増やしていきたいです。

自治会会員証の見本

総務担当役員 和田 好弘

自治会への加入などは、自治会総連合会事務局 ☎(FAX)046(252)8751へお問い合わせください。

**担当** 市民協働課 ☎046(252)7966 (FAX)046(255)3550

座間市役所 〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号(郵便物は、郵便番号と「座間市役所+課名」を記入することで届きます)

●開庁時間 月曜～金曜日(祝・休日と年末年始を除く)8:30～17:15(第2・第4土曜日の午前中は一部業務を実施)